

亘理町「週休2日工事」実施要領

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業における就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために本町が試行する週休2日工事の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日工事 建設業の働き方改革を推進するため、現場閉所又は交替制の実施により、現場職員（施工体制台帳上の元請負人及び下請負人の技術者及び技能労働者をいい、非常勤の者及び臨時で従事する者を除く。）の適正な休日を確保するため4週8休以上の取組を実施する工事をいう。
- (2) 発注者指定型 発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定し、当初積算において週休2日工事に係る補正を考慮している工事。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所を閉鎖することをいう。
- (4) 交替制 現場閉所を行うことが困難な工事について、適正な休日を確保するため、現場職員が交替しながら勤務することをいう。

(対象工事)

第3条 亘理町が発注する工事は、原則として全て週休2日工事の対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 応急仮復旧工事など緊急の工事
- (2) 実作業期間が7日未満の工事
- (3) その他、町長が週休2日工事に適さないと判断する工事

(発注型式及び種別)

第4条 週休2日工事の発注型式は、発注者指定型を標準とする。

2 週休2日工事の種別は、現場閉所型を原則とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、交替制とすることができる。

(実施方法)

- 第5条 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、入札公告、特記仕様書等に週休2日工事である旨並びに週休2日工事の発注型式及び種別を明示するものとする。
- 2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工期（現場閉所を実施する日をいう。以下同じ。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。
 - 3 発注者は、休工期の設定に当たり、土曜日、日曜日及び祝日が休工期となるよう努めるよう受注者に対して働きかけるものとする。
 - 4 週休2日工事の対象期間は、現場施工に着手した日から現場施工が完了した日までとし、着手前の準備期間（現場施工に先立って行う労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であって、工事の始期から直接工事費に計上されている作業項目の工事に着手するまでの期間をいう。）、後片付け期間（施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。）、年末年始の休日6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まないものとする。
 - 5 天候等による現場閉所は、週休2日工事における休工期として算入することができるものとする。
 - 6 災害時の緊急要請等による現場作業の発生、異常気象による多数の作業不稼働日の発生等、工期の変更が伴う事象が生じた際の休工期又は対象期間の取扱いについては、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。
 - 7 休工期においては、下請負人を含む現場の全ての労働者が事務作業及び他現場での作業を行わないことを原則とする。
 - 8 発注者は、受注者が現場閉所型から交替制への種別の変更を希望するときは、受発注者間の協議により、当該工事が対象期間に入る前に限り種別の変更を認めることができるものとする。

(実施確認)

- 第6条 発注者は、受注者が対象期間の開始日から28日毎に、休日等の取得実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するよう特記仕様書等に明記するものとする。

(積算方法)

- 第7条 発注者は、当初積算において、週休2日工事の実施を前提とした補正係数を各経費に乗じて積算を行うものとする。
- 2 当該工事が週休2日工事の要件を達成しない場合は、前項の規定により補正係数

を乗じて算定した分の経費の全部について、設計変更により減額するものとする。

3 第5条第9項の規定により現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について設計変更をするものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たり必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月24日から施行する